令和2年7月銚子市教育委員会定例会議事録

1 日 時

令和2年7月29日(水) 午後3時00分 開 会 午後3時16分 閉 会

2 場 所

銚子市役所 3階庁議室

3 出席委員

 教育長
 石川善昭

 委員
 八角憲男

 委員
 伊藤晴美

 委員
 柗崎継雄

4 欠席委員

委員 安藤 清

5 出席職員

学校教育課長 宇野 聡 社会教育課長 林 秀行 学校教育課課長補佐 小関 宏昌 教育総務室長 石毛 秀明 学校教育室長 古澤 孝男 指導銀(兼小児言語構造センター所長)網中 昭仁 銚子高等学校事務長 岩船 等

6 議題等

議案第26号 令和3年度使用義務教育諸学校の教科用図書の採択について 議案第27号 令和3年度使用銚子市立高等学校用教科用図書の採択について

7 議事の内容

【教育長】 開会宣言 午後3時00分

ただいまより、令和2年7月銚子市教育委員会定例会を開会いたします。 では、直ちに本日の会議を開きます。

はじめに、議事録の承認についてお諮りいたします。

6月24日に開催いたしました令和2年6月教育委員会定例会の議事録を事前にお 配りしておりますが、よろしければ承認したいと思います。ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)

【教育長】

ご異議ないものと認めますので、当該議事録について承認いたします。

【教育長】

次に教育委員会に関する報告をいたします。

【教育長】

(別添資料により報告)

【教育長】

その他、教育委員より報告することがございましたら、お願いします。

【教育長】

それでは、議事に入ります。

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、伊藤委員、八角委員を指名します。

【教育長】

続きまして、日程第2及び日程第3を議題といたしますが、委員の皆さんにお諮りします。議案第26号並びに議案第27号につきましては、教科書採択の案件で、公表前のため審議は非公開にし、公表が9月1日となっているため、議事録の公開は9月1日以降にいたしたいと思いますがいかがでしょうか。

(異議なしの声あり)

【教育長】

ご異議ないものと認めます。

よって議案第26号並びに議案第27号は非公開とし、議事録への記載はしないこととします。この際、暫時休憩いたします。関係職員以外は退席をお願いします。

《職 員 退 室》

【教育長】

休憩に前に引続き、会議を開きます。

日程第2 議案第26号を議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

(職員朗読)

【教育長】

所管課長の提案理由の説明を求めます。

【学校教育課長】

議案第26号「令和3年度使用義務教育諸学校の教科用図書の採択について」提案理由を説明いたします。本議案は、令和3年度に本市の小・中学校及び小・中学校の特別支援学級で使用する教科用図書を採択するものであります。教科用図書いわゆる教科書は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の第14条、施行令第15条から4年間は同一のものを採択することになっております。小学校は平成27年度から4年間、中学校は平成28年度から4年間同一の教科書を採択しなければならないことになります。また、特別支援学級用の教科用図書につきましては、毎年

採択することとなっております。採択にあたりましては、義務教育諸学校の教科用図 書の無償措置に関する法律、第12条、第13条により、県が設定する採択地区で協 議会を設けて同一のものを採択することとなっております。銚子市、旭市、匝瑳市の 3市が同一地区で6月1日と7月2日の2回にわたり海匝採択地区協議会が開催され 小・中学校用教科用図書及び特別支援学級用の教科用図書の選定が行われました。令 和2年度選定令和3年度使用小学校教科用図書一覧をご覧ください。昨年度採択され 現在、本市で使用しているものです。先程申しましたとおり4年間は同一のものを採 択しなければならないこととなっておりますので今年度もこれらの教科書を採択して いただくことになります。続いて令和2年度選定令和3年度使用中学校教科用図書一 覧をご覧ください。 中学校用の教科用図書は平成28年度に採択されてから4年を経 過した昨年度が採択の年でありましたが、令和3年度から完全実施となる新学習指導 要領の関係でこれまで同じ教科書の採択が行われました。したがって、今年度新たに すべての教科書について採択をすることとなっております。教科書の選定に際しまし ては海匝採択地区協議会が調査員を委嘱し、その報告をもとに協議がなされた上で資 料のとおり選定が行われました。続いて、令和2年度令和3年度使用文部科学省検定 済教科書及び文部科学省著作教科書をご覧ください。特別支援学校用教科書、知的障 害児童生徒用になり、これを小・中学校の特別支援学級用として毎年採択しておりま す。本市の特別支援学級では各学校とも通常の教科書を無償給付し、この文部科学省 著作の教科用図書につきましては実態としては給付されておりません。ただし、今後 の可能性を踏まえて今年度も採択していただくことになります。続いて、次の令和3 年度使用学校教育法附則第9条の規定による一般図書をご覧ください。 特別支援学級 では、その実態から一般の図書を教科書に代わって無償給与することができます。小・ 中学校の教科用図書や文部科学省著作の教科用図書でも児童生徒の実態に合わない場 合は、それらに代わって絵本等の一般図書を無償で給付できるというものでございま す。この一般の図書は使用する児童生徒の実態が替わることから毎年選定をして採択 するということになっております。令和3年度使用学校教育法附則第9条の規定によ る一般図書について、この一覧の図書は千葉県により選定されたものでございます。 この中から地域の実態にあわせて選定することになりますが表の右の欄に○印がつい ておりますものが海匝採択地区協議会で選定された図書であります。これまで本市で は、この一般の図書を教科用図書として無償給付した実績はございませんがこちらも 今後の可能性を鑑みて採択していただく必要がございます。以上で議案第26号の説 明を終わりますが採択結果につきましては、教科用図書の採択期間が法令で8月31 日までと決められておりますことから8月末までは非公開とさせていただきます。資 料につきましても審議終了後回収させていただきます。ご審議のほど、よろしくお願 いいたします。

【教育長】

今年、特に採択が行われたのは来年度から使用する中学校の教科書です。いくつかの教科書が変わっています。数学、音楽、保健体育、技術、家庭、英語です。小中学校の繋がりと教科書そのものを比較して選考してしたものです。

【教育長】

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

【教育長】

質疑なしと認めます。

【教育長】

これより採決をいたします。議案第26号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全委員】 (挙手)

【教育長】

挙手全員であります。

よって、議案第26号は原案のとおり決しました。

【教育長】

続きまして日程第3 議案第27号を議題といたします。 議案を職員に朗読させます。

(職員朗読)

【教育長】

所管課長の提案理由の説明を求めます。

【学校教育課長】

議案第27号「令和3年度使用銚子市立高等学校用教科用図書の採択について」提 案理由を説明します。本議案は、銚子市立銚子高等学校で使用される教科用図書、い わゆる教科書を採択しようとするものです。高等学校の教科書は銚子市立高等学校管 理規則第16条の規定により毎年、学習指導要領に基づいて編集され文部科学省の検 定を経た教科書の中から生徒の実態や能力に適合し、かつ学校の教育目標の実現に資 するものを校長が選定し、それを受けて教育委員会が採択するものです。別紙の「令 和3年度使用高等学校教科書選定理由書」をご覧ください。これは、校長により選定 された教科書の一覧を示したものです。今回、市立高校において選定された教科書は 普通教育に関する教科では、国語が3点、地理歴史が6点、公民が3点、数学が5点、 理科が7点、保健体育が1点、芸術が9点、外国語が5点、家庭が1点の計40点で ございます。前年度と比べ情報がなくなっておりますが、これは令和4年度から新学 習指導要領が年次進行で実施されることにより令和3年度はすべての年次で情報の授 業がないことから、なくなっております。専門教育に関する教科では、数学が3点、 理科が2点、理数が2点、家庭が1点の計8点になります。以上で議案第27号の説 明を終わります。よろしくご審議くださるようお願いいたします。なお、資料につき ましては、のちほど回収させていただきますので併せてお願いいたします。

【教育長】

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

【教育長】

質疑なしと認めます。

【教育長】

これより採決をいたします。議案第27号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全委員】 (挙手)

【教育長】

挙手全員であります。

よって、議案第27号は原案のとおり決しました。 この際、暫時休憩いたします。

《職員再入室》

【教育長】

休憩前に引続き、会議を開きます。

ただいまの議事の結果を申し上げます。

採決を行いまして、議案第26号並びに議案第27号は、原案のとおり決しました。

【教育長】 閉会宣言 午後3時16分

以上をもちまして、令和2年7月銚子市教育委員会定例会を閉会いたします。

銚子市教育委員会会議規則第18条第2項の規定により署名する。

令和2年8月26日

署名委員 伊藤晴美

署名委員 八角憲男